

小牧市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく  
財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別紙の  
とおり公表する。

令和6年1月31日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

## 小牧市財政援助団体等監査結果報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

名称 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク

(所管部課：健康生きがい支え合い推進部支え合い協働推進課)

範囲 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業のうち、次の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行について  
・公の施設の指定管理者監査

協定の名称	こまき市民交流テラスの管理及び運営に関する基本協定
協定の目的	小牧市市民活動推進条例(平成16年小牧市条例第17号)第2条第2項に規定する市民活動の推進及び同活動及びこれに該当しないボランティア活動、地域活動、生涯学習活動等の連携を図る拠点とするため
令和4年度指定管理料	27,707,128円
施設名	こまき市民交流テラス

#### 2 監査の期間

令和5年8月29日から令和5年11月27日まで

#### 3 監査の場所

こまき市民交流テラス

#### 4 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、こまき市民交流テラスの管理及び運営に関する基本協定書、同施設の管理運営に関する年度協定書、事業報告書及び決算書等の関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を求め、公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者の施設管理業務に対する指導監督が適切に行われているかに主眼をおいて監査を実施した。

## 第2 監査の実施内容

### 1 監査団体の概要（令和5年3月31日現在）

#### (1) 設立年月日

平成17年4月1日

#### (2) 主な事業

- ・こまき市民交流テラス管理・運營業務委託（当該監査対象事業）
- ・こまき市民活動ネットワーク各種事業（情報収集・発信事業、人材育成・研修・交流促進事業、協働推進事業、コーディネート事業、市民活動及び地域支援事業、講師及び委員等派遣事業）

#### (3) 役員数

理事14名、監事2名、評議員13名

#### (4) 職員の状況

事務局7名

#### (5) 会員

187会員

### 2 指定管理事業の実施について

#### (1) こまき市民交流テラス管理・運營業務委託内容

テラスの利用に関する業務、維持管理に関する業務、その他テラスの管理に関し市長が必要と認める業務

#### (2) 事業内容

基本運営、アウトリーチ相談事業、情報収集・発信事業、人材育成・研修・交流促進事業、協働啓発事業、市民活動育成・支援事業

## (3) 指定管理の事務手続

指定管理者の 指定根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項</li> <li>・ こまき市民交流テラスの設置及び管理に関する条例第 4 条</li> </ul>												
基本協定締結日	令和 2 年 7 月 21 日												
年度協定締結日	令和 4 年 4 月 1 日												
指 定 期 間	令和 2 年 9 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日												
年 度 協 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日												
収入日及び収入額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">令和 4 年 6 月 10 日</td> <td style="text-align: right;">7,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年 9 月 9 日</td> <td style="text-align: right;">7,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年 11 月 30 日</td> <td style="text-align: right;">7,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 2 月 28 日</td> <td style="text-align: right;">7,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 5 月 11 日</td> <td style="text-align: right;">△1,292,872 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">27,707,128 円</td> </tr> </table>	令和 4 年 6 月 10 日	7,250,000 円	令和 4 年 9 月 9 日	7,250,000 円	令和 4 年 11 月 30 日	7,250,000 円	令和 5 年 2 月 28 日	7,250,000 円	令和 5 年 5 月 11 日	△1,292,872 円	計	27,707,128 円
令和 4 年 6 月 10 日	7,250,000 円												
令和 4 年 9 月 9 日	7,250,000 円												
令和 4 年 11 月 30 日	7,250,000 円												
令和 5 年 2 月 28 日	7,250,000 円												
令和 5 年 5 月 11 日	△1,292,872 円												
計	27,707,128 円												
年度業務実績報告日	令和 5 年 3 月 31 日												

## (4) 令和 4 年度月別利用状況

(単位：件、人)

	利用件数	利用人数
4 月	235	1,132
5 月	231	1,792
6 月	198	1,321
7 月	227	1,309
8 月	176	1,825
9 月	190	980
10 月	179	1,186
11 月	190	1,304
12 月	166	1,312
1 月	209	999
2 月	253	1,275
3 月	213	1,700
合計	2,467	16,135
前年	2,914	13,374
前年比	△447	2,761

(5) 収支状況

令和4年度の指定管理における収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	27,707,128	人 件 費	16,878,729
		業 務 委 託 費	123,700
		諸 謝 金	82,000
		印 刷 製 本 費	262,335
		旅 費 交 通 費	231,366
		通 信 運 搬 費	485,077
		消 耗 品 費	1,045,175
		賃 借 料	241,590
		事務局費・その他	8,357,156
		合 計	27,707,128

第3 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導監督状況等については、監査を実施した限りにおいて、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク(以下「こまき市民活動ネットワーク」という。)及び支え合い協働推進課の監査の結果及び意見は次のとおりである。

《 こまき市民活動ネットワーク 》

指摘事項なし

意 見

- こまき市民活動ネットワークは、「市民自らが取組む、まちを良くしようとする活動を支援し、市民・市民活動団体・企業・行政の連携・協働による、市民が輝くまちづくりの推進に寄与する」ことを目的とした特定非営利活動法人であることから、市民活動団体等の希望や意向をふ

まえ、団体等の運営や活動における相談、助言及び援助等を行われている。利用者アンケートにおいても、その活動を「よい」とする利用者が9割を占めるなど高評価を受けている。多様化する市民ニーズや地域課題に取り組むため、引き続き行政と市民活動の中間支援組織として、相互の連携・協働により市民活動等の活性化を推進されたい。

- ・ 事務処理においては、出納事務、経理事務ともに適正に処理されており、今後も継続されたい。

なお、所管課との協議事項については、基本協定書に「特別の定めがある場合を除き、書面により行われなければならない」とあるが、一部の流用等において口頭での報告により実施されていたことから、今後は書面により行われるよう努められたい。

## 《 支え合い協働推進課 》

指摘事項なし

### 意見

- ・ 指定管理者が特定非営利活動法人であることから、指定管理料の算定にあたっては、直接経費の30%を固定値として間接費（事務局費）を計上する取扱いとされている。間接費は、法人を継続的に運営するために必要となる経費であるが、指定管理者導入基準のひとつに「管理運営コストの削減が図れる」こととしていることもあり、指定管理者の財務状況を把握し継続的にサービスを提供できる状況にあるかを確認するとともに、実績値との対比により間接費の見積額が合理的であったかを精査するなど、30%という固定値にとらわれない適正な指定管理料のあり方について検討されたい。

また、予算決算対比表においては、予算額が税抜金額、決算額が税込金額で表記されていることから、同列対比ができるよう税込金額に統一することを今後検討されたい。

- ・ 管理経費の支払いにおいて、年度協定書の定めより遅延している月があった。管理経費は指定管理者の請求を受けてから支払うため、事務に支障がないよう指定管理者と連携を図り、適正な事務処理に努められたい。